

事業活動の制限

中小企業信用保険法第2条第5項第2号

セーフティネット保証2号の規定による認定申請について

○対象中小企業者

- 1 指定事業者と直接的又は間接的に取引を行っており、かつ、同社の事業活動に20%以上依存している中小企業者の、事業活動の制限が開始された日以降いずれか一月間の売上高、販売数量等の減少率の実績が前年同月比10%以上であり、かつ、その後の二月を含む三月間の売上高、販売数量等の減少率の実績又は見込みが前年同期比10%以上であること

○申請に必要な書類

	書 類	提出部数	法人	個人
1	認定申請書	2通	●	●
2	法人税確定申告書及び決算書の写し(直近のもの)	1通	●	
3	所得税確定申告書及び青色申告決算書(もしくは収支内訳書)の写し(直近のもの)	1通		●
4	認定要件を満たす売上高等の減少が確認できる書類の写し(試算表、売上台帳、法人事業概況説明書 等)	1通	●	●

※場合により上記以外の書類の添付をお願いする場合がありますので、ご承知おきください。

○代理申請

中小企業者以外の方(金融機関等)が申請手続きを行うときは、委任状が必要です。

○お問い合わせ

高崎市商工観光部商工振興課金融担当 (高崎市庁舎13階)

TEL 027-321-1258